

●●● 主な紛争の種類と裁判手続 ●●●

紛争の種類	支払督促	調停	訴訟	少額訴訟※
貸金，立替金	○	○	○	○
売買代金	○	○	○	○
給料，報酬	○	○	○	○
請負代金，修理代金	○	○	○	○
家賃，地代の不払	○	○	○	○
敷金，保証金の返還	○	○	○	○
損害賠償（交通事故ほか）	○	○	○	○
家賃，地代の改定		○	○	
建物，部屋の明渡し		○	○	
土地，建物の登記		○	○	
クレジット・ローン問題		○	○	

<※60万円以下の金銭の支払を求める場合に限りです。>

相手方が判決や和解等で決まったことに従わない場合は、別途、裁判所に強制執行の申立てができます。詳しくは窓口でお尋ねください。

お問い合わせ先

25.12

※この用紙は再生紙を使用しています。

初めて簡易裁判所を利用される方のために



最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

調停は

話し合いで円満な解決を図る手続です。

調停は、裁判所の調停委員会のあつせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようという制度で、調停でまとまった内容は、判決と同様の効力があります。

調停では、金銭や土地・建物、交通事故、クレジット・ローン(借金)に関する紛争などを取り扱います。

相手方との間に話し合いの可能性がある場合は、この手続によることが考えられます。



訴訟は

判決によって解決を図る手続です。

訴訟は、裁判官が、法廷で、双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって紛争の解決を図る手続です。

お互いの言い分が食い違い、話し合いによって解決することが難しい場合は、この手続によることが考えられます。



支払督促は

書類審査で行う迅速な手続です。

支払督促は、申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を命じる制度で、確定すると、判決と同様の効力が生じます。

相手方が、「お金がないので払えない。」とか「そのうちに払いますよ。」と言ってなかなかお金を支払ってくれないような場合は、この手続によることが考えられます。



紛争の発生

少額訴訟は

原則1回の審理で行う迅速な手続です。

少額訴訟は、訴訟のうち1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする特別な手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用できます。

紛争の内容があまり複雑ではなく、契約書などの証拠となる書類や証人をすぐに準備できる場合は、この手続によることが考えられます。



●●●●●調停事件の特徴●●●●●

① 手続が簡易

申立てをするのに特別の法律知識は必要ありません。申立用紙と、その記入方法を説明したものが簡易裁判所の窓口に備え付けてありますので、それを利用して申立てをすることができます。終了までの手続も簡易なので、自分1人ですることができます。

② 円満な解決ができる

双方が納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった円満な解決ができます。

③ 費用が安い

裁判所に納める手数料は、訴訟に比べて安くなっています。例えば、10万円の貸金の返済を求める調停を申し立てるための手数料は500円です。

④ 秘密が守られる

調停は非公開の席で行いますので、他人に知られたくない場合にも安心して事情を話すことができます。

⑤ 早く解決できる

調停では、ポイントをしばった話し合いをしますので、解決までの時間は比較的短くて済みます。通常、調停が成立するまでには2,3回の調停期日が開かれ、調停成立などで解決した事件の約80%が3か月以内に終了しています。

ご存じですか？ 簡易裁判所の 民事調停

●●●●●話し合いで円満な解決●●●●●



調停の手続についてわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

トラブルの発生

例えば…

- お金の貸し借り
- 売買の代金の支払い
- 交通事故の損害
- 近隣関係
- 建物の明渡し

などに関するトラブル

※家庭内のトラブル（離婚や相続など）については、家庭裁判所が取り扱っています。



受付

簡易裁判所



受付窓口



受付では、調停手順の概要や申立ての方法の説明を受けることができます。

申立て



受付に申立書を提出してください。
(定型の申立用紙が備え付けてありますので、これを利用してください。)

調停期日

調停主任裁判官



書記官



話し合いによる
トラブル解決



申立人



相手方



調停委員



調停委員

- 民事調停は、裁判所の調停委員会
の仲介によって、相手方との話し
合いでトラブルを解決する手段です。
- 調停委員会は、裁判官と、民間から
選ばれた2人以上の調停委員で組
織されます。
- 調停委員会は、調停期日で関係者
からトラブルの実情を聴いて、最も
適当な解決方法を考え、これを当
事者に勧めます。

話し合いによって
合意に達した
場合

成立



合意の内容は、調停
調書に記載されます。
調停調書には、判決
と同じ効力があります。

調停に代わる決定

2週間以内に、異議の
申立てがなければ、調
停が成立したのと同
じ効果が生じます。

不成立

どうしても折り合わ
ない場合
・相手方が不出頭の場合

別途、訴訟など

民事訴訟手続とは

★ 当事者間に紛争がある場合に、裁判官が双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、判決によって紛争の解決を図る手続です。

訴訟の途中で話し合いにより解決することもできます。

★ 利用のポイント

- ① 簡易裁判所では、紛争の対象となっている金額が140万円以下の事件を取り扱います。
- ② 訴えは、原則として相手方の住所地の裁判を受け持つ簡易裁判所に起こします。ただし、事件の種類によっては例外もあります。
- ③ 訴えを起こす場合、訴状、手数料、郵便切手のほか、資格を証明する書類などが必要となります。手数料や郵便切手の額、必要な書類の種類及び部数については、窓口でお尋ねください。
- ④ 訴えを起こされた場合、呼出状に記載された期日に裁判所に来ないと、訴えを起こした人の言い分のとりの判決が出る可能性があります。
- ⑤ 裁判所に提出する書類や証拠は、当事者の方で準備しなければなりません。

なお、裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備えていますので、それらをご利用ください。

お問い合わせ先

25.12

※この用紙は再生紙を使用しています。

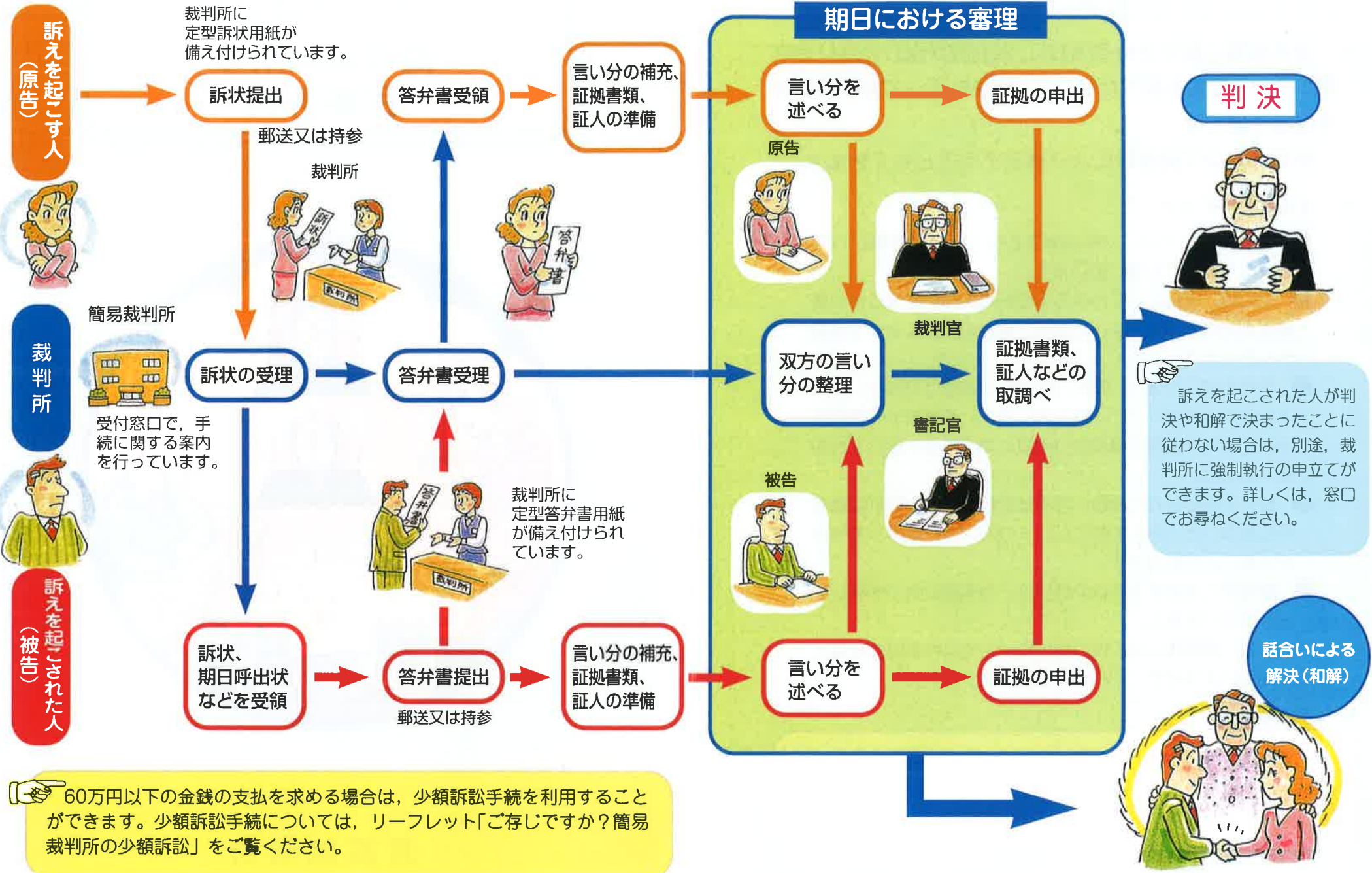
ご存じですか？
簡易裁判所の
民事訴訟



最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

手続の流れ



●●●●● 少額訴訟手続とは ●●●●●

★ 民事訴訟のうち、少額の金銭の支払をめぐるトラブルを速やかに解決するための手続です。

裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備えていますので、それらをご利用ください。

★ 少額訴訟の特徴

- ① 60万円以下の金銭の支払をめぐるトラブルに限って利用できる手続です。
- ② 原則として、1回の期日で双方の言い分を聴いたり証拠を調べたりして、直ちに判決を言い渡します。ただし、相手方が希望する場合や裁判所の判断により、通常の訴訟手続に移ることもあります。
- ③ 証拠書類や証人は、審理の日とその場ですぐに調べることができるものに限られます。
- ④ 裁判所は、訴えを起こした人の請求を認める場合でも、分割払、支払猶予、遅延損害金免除の判決を言い渡すことがあります。
- ⑤ 少額訴訟判決に対して不服がある場合には、判決をした簡易裁判所に不服(異議)を申し立てることができます。ただし、地方裁判所での再度の審理を求めること(控訴)はできません。

※ 少額訴訟判決等については、判決等をした簡易裁判所においても金銭債権(給料・預金等)に対する強制執行を申し立てることができます。

お問い合わせ先

ご存じですか？
簡易裁判所の
少額訴訟



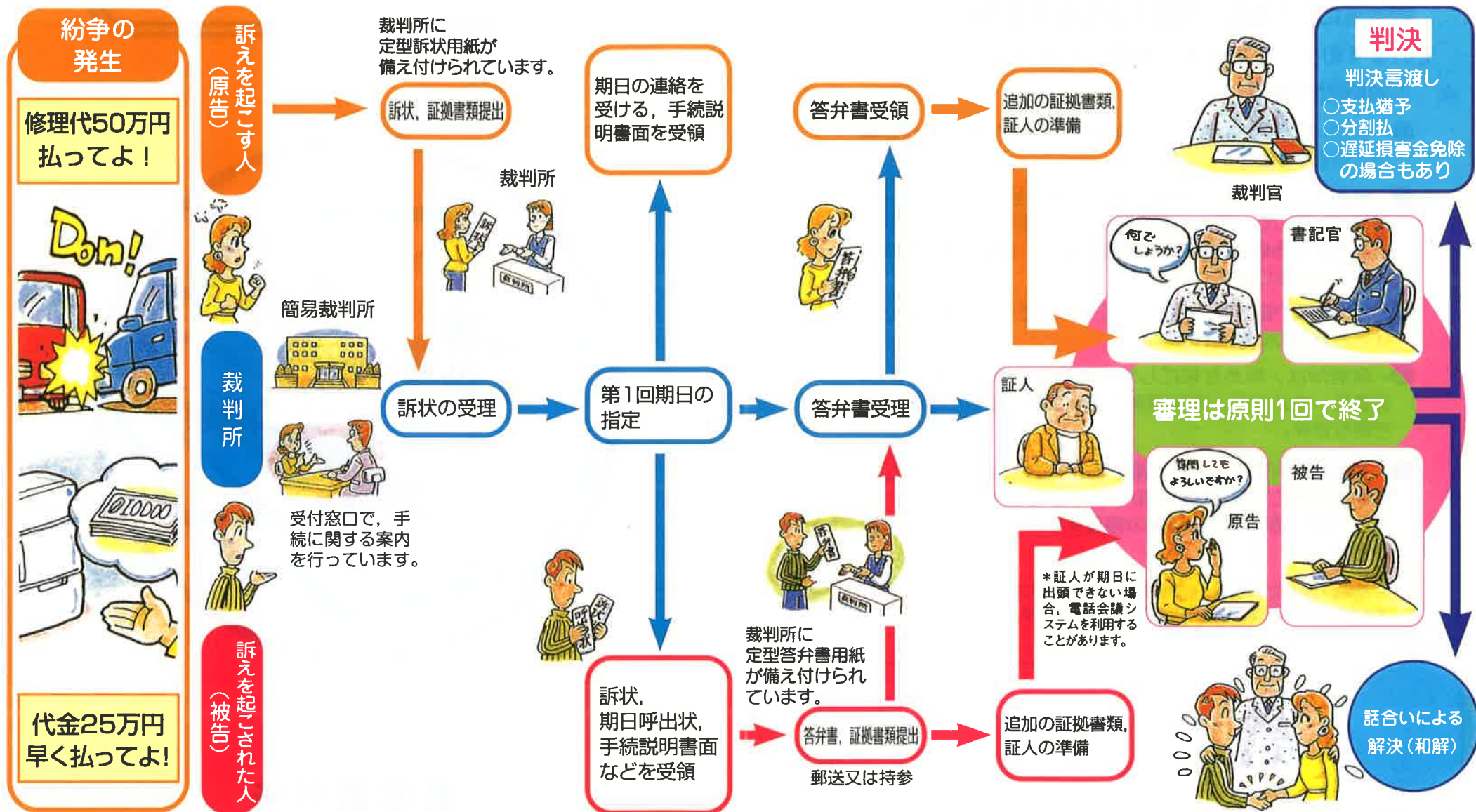
最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

少額訴訟の特徴

- ① 60万円以下の金銭支払請求に限る
- ② 原則として審理は1回、直ちに判決言渡しとなるが、場合により通常訴訟に移行する
- ③ 証拠書類や証人は、審理の日に調べられるものに限る
- ④ 分割払や支払猶予の判決となる場合もある
- ⑤ 少額訴訟判決に対する不服は異議申立てに限る

手続の流れ



訴えを起された人が判決や和解で決まったことに従わない場合は、別途、裁判所に強制執行の申立てができます。詳しくは、窓口でお尋ねください。